

# 企画提案公募型事業者選定実施要領

## 【鍋横区民活動センター等整備基本設計・実施設計業務委託】

募集告知	令和6年4月 3日（水）	
参加表明書提出期限	令和6年4月19日（金）	午後3時
質問受付期限	令和6年4月19日（金）	午後3時
質問に対する回答	令和6年4月26日（金）	
企画提案書等提出期限	令和6年5月15日（水）	午後3時
ヒアリングの実施	令和6年5月下旬（予定）	
選定結果通知予定日	令和6年6月上旬（予定）	

〒164-8501 東京都中野区中野四丁目8番1号  
中野区役所6階  
中野区総務部契約係  
TEL 03-3228-8903  
FAX 03-3228-5651  
E-mail [keiyaku-kyodo@city.tokyo-nakano.lg.jp](mailto:keiyaku-kyodo@city.tokyo-nakano.lg.jp)  
※中野区役所は令和6年5月7日に新庁舎へ移転予定。  
詳細は「12 問い合わせ先」を確認すること。

## 1 公募の趣旨

中野区では、「中野区区有施設整備計画」に基づき、令和6年3月に「鍋横区民活動センター等整備基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定した。

現在の鍋横区民活動センターは昭和45年に、鍋横区民活動センター分室は昭和24年に建築された施設であり、施設の老朽化が進んでいるため早急な整備が求められている。

鍋横地域では現在でも、鍋横区民活動センター運営委員会や地元商店街などが中心となって、見守り支えあい活動や、地域の活性化に寄与する様々なイベント等の取り組みが行われており、新たな施設整備により、これらの活動がさらに活発になり、地域活動・自治活動に参加する区民が増えることを目指している。

それに併せ、地域包括支援センター及び鍋横自転車駐車を併設することで、区民活動センターと連携しながら高齢者の相談支援の機能強化を図るとともに、東京メトロ丸ノ内線「新中野駅」周辺の自転車放置防止推進を担う施設を目指している。また、警視庁からの要望により鍋屋横丁交番も併設される。

本委託においては、「脱炭素社会の実現に向けた区有施設整備方針」に基づき、ZEB Readyの認証取得を行う設計を求めている。

基本設計・実施設計業務委託にあたっては、様々な要件についての設計スキルや公共施設に関する高度な専門知識・ノウハウが求められており、こうした知識、経験等を有する事業者の技術力や提案が必要不可欠である。

このため、本件業務の委託にあたっては、企画提案公募型事業者選定方式により広く事業者を募集した上で事業者からの技術提案を受け、その内容を評価するとともに、事業者の本件業務に対する遂行能力、社会性・信頼性及び見積額等を総合的に判断し、最適な事業者を選定することとする。

## 2 委託内容

鍋横区民活動センター等整備基本設計・実施設計業務委託

（詳細は、別紙仕様書のとおり）

なお、仕様書には記載がないが、企画提案に本業務に有効な優れた内容があった場合は、契約締結時において仕様書に反映させるものとする。ただし、そのことによって、参加申込時に提示された見積金額が変更されることはない。

## 3 委託期間

契約確定の日の翌日から令和8年1月30日まで

## 4 委託料

委託料の予定価格（消費税相当額を除く）は、次の表のとおりとする。

予定価格（税抜）
120,574,000円

※以下の手数料は含まない。

仮設建築物建築許可申請手数料、計画通知手数料、適合判定審査手数料及び省エネ適合性判定手数料、BELS 評価申請手数料等

※見積額がこの表の予定価格を超えた場合は、失格とする。

※予定価格とは、本業務に関する委託経費の概算見積額の上限額である。

## 5 応募資格

この企画提案公募型事業者選定に参加しようとする事業者は、下記要件をすべて満たしていなければならない。下記要件のいずれかを満たさなくなった場合または応募書類に虚偽記載があった場合は失格とする。

- (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (2) 平成21年4月1日から令和6年3月31日までにおいて、区民活動センター等(公民館、コミュニティプラザ、地域センター、その他これらに類するもの)の新築(延べ面積1,000㎡以上)に係る実施設計業務の委託契約を締結し、履行した実績があること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定(契約締結能力を有しない者等)に該当しないこと。
- (4) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、建築設計の業種で中野区の入札参加資格を有すること。
- (5) 中野区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱の競争入札参加資格の指名停止措置を受けていないこと。なお、契約締結日までの間に指名停止措置を受けた場合についても失格とする。
- (6) 中野区契約における暴力団等排除要綱(2012年中野区要綱第148号)に定める入札参加除外の措置の要件に該当していないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。

## 6 参加申込方法

この事業者選定への参加を希望する事業者は、次表に定めるところによりすべての提出書類を作成し、申し込むこと。

### (1) 提出書類及び提出期限

提出書類	書式	部数	提出期限
① 参加表明書	様式1号	1部	令和6年4月19日(金) 午後3時まで
② 事業者申告書	様式2号	1部	
③ 業務実績等調査票	様式3号	1部	
④ 参加申込書	様式4号	1部	令和6年5月15日(水) 午後3時まで
⑤ 企画提案書	様式5号	正本1部 副本9部	
⑥ 見積書	様式6号	1部	

### (2) 提出先及び提出方法

参加表明書等(①~③)は、中野区総務部契約係(中野区役所6階12番窓口)まで、開庁時間内(土曜日・日曜日・休日を除く日の午前8時30分から午後5時まで)に持参すること。ただし、提出期限日は午後3時までとする。(郵送・FAX・E-mail不可)

参加申込書等(④~⑥)の提出方法については、参加表明書提出者に別途案内する。

なお、参加表明書提出時においては、申込者の代表者印を確認するために、東京電子自治体共同運営電子調達サービス受付票(写しで可)を持参すること。

### (3) 注意事項

- ア 参加表明書の提出がない場合は、参加申込を行えない。
- イ 所定の様式は中野区ホームページからダウンロードして作成すること。

ウ 指定がある場合を除き、様式に添付する資料は認めない。

エ 契約の締結にあたっては、区指定の標準約款を使用する。

(4) 企画提案書の作成における注意事項

ア 「企画提案書」は本件に係る審査結果を公表後、結果の如何に関わらず、閲覧の用に供することとなる。したがって、閲覧されることを前提に、法人等の不利益となる、またはそのおそれのあるものについては記載しないこと。

イ 「企画提案書(本文)」には、応募者名、人名及び応募者名を類推できるような記載をしないこと。(例えば、会社のロゴマーク、施設、職員服などの写真の掲載や応募者が受託している業務実績等の記述なども含む) なお、そのような記載があった場合には受理しない。

ウ A4判縦左綴じ(ホチキス等)、文字の大きさ10.5～12ポイント、本文5ページ以内とし、ページ番号を付すること。(図中の文字の大きさも、10.5ポイント相当以上とする)

エ 複写することがあるため、クリアファイル、紙ファイル等を使用しないこと。

オ 企画提案書は、表紙のみ片面印刷、その他は両面印刷とすること。

カ パンフレットや資料等、本提案書以外は原則受理しない。

(5) その他

基本計画は、中野区ホームページでも公開しているため参照のこと。

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kusei/kousou/seido/kumin-center/0235745320231207155749747.html>

7 質問及び回答

(1) 質問方法

所定の質問書(様式7)に質問の要旨を簡潔に記入し、中野区総務部契約係に電子メールで送信すること。メールのタイトルは、「鍋横区民活動センター等整備基本設計・実施設計業務委託質問書(事業者名)」とする。

電子メールアドレス keiyaku-kyodo@city.tokyo-nakano.lg.jp

なお、質問書による質問は仕様書記載の業務内容に係ることに限り、その他参加手続き等に係る質問については表紙記載の連絡先に直接問い合わせること。

(2) 質問期間

令和6年4月19日(金)午後3時まで

(3) 回答方法

質問の要旨と回答は、取りまとめた上で、令和6年4月26日(金)までに、参加表明書を提出した全ての事業者あてに電子メールにて回答する。

8 ヒアリングの実施

参加申込者の企画提案の内容、履行能力及び意欲等を評価するため、下記日程によりヒアリングを実施する。なお、詳細は別途通知する。ヒアリングに参加できない場合は失格とする。

(1) 実施予定日

令和6年5月下旬

(2) 場所

中野区役所

9 選定方法等

(1) 選定方法

企画提案書等の提出書類に基づき下記審査基準により審査し、業務履行能力、事業者の信頼性・

社会性及び見積額の各評価点を算出し、その合計点の高い者から順に契約交渉順位を定める。

(2) 審査基準

別添、評価基準表のとおり

(3) 審査結果の通知

審査結果については、全参加申込者に対して、令和6年6月上旬頃に書面で通知する。

(4) 契約締結候補者の決定

交渉順位第1位の事業者を中野区との契約締結候補者とする。当該事業者の辞退等の理由により契約が締結できない場合は、次順位の交渉順位者を契約締結候補者とする。

(5) 失格とする場合

企画提案等による評価点合計が18点未満、書類審査（提案内容）11項目のうち2項目以上が1点未満またはヒアリング審査の合計点が4点未満のいずれかの場合は、契約交渉の相手方としない。

評価点合計 84点

①技術力・業務遂行能力		実 績	②信頼性・社会性	③価 格
企画提案等による評価				
書類審査	ヒアリング			
50点	12点	5点	8点	9点

※ 価格点 =  $30 \times (1 - \text{見積額} / 120,574,000 \text{円 (予定価格)})$

ただし、価格評価の上限は9点とする。

10 審査結果の公表

審査結果については、全参加申込者の応募者名、契約交渉順位、評価点及び見積額について中野区ホームページにて公表する。企画提案書の閲覧方法については、同ページで併せて公表する。

11 その他

(1) この事業者選定の参加に必要な経費は、参加申込者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱いは、以下のとおりとする。

ア 提出期限後の提出書類の差し替え又は再提出は認めない。

イ 提出書類の返還はしない。

ウ 区は、提出書類をこの事業者選定以外の目的で使用せず、また、当該参加者に無断で公表しない。ただし、提出された書類について、情報公開請求があった場合は、中野区区政情報の公開に関する条例に基づき公開する。著作物については、公開に同意したものとみなす。

なお、企画提案書の取扱いについては、前記「6参加申込方法（4）企画提案書作成上の注意事項」のとおり審査結果公表後に閲覧の用に供することとなるので、そのことを踏まえた上で応募すること。

エ この事業者選定に必要な範囲で提出書類を複写することがある。

(3) この事業者選定において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得ようとした者は失格とする。

(4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、当該参加事業者が負うものとする。

(5) 提出書類に重大な不備又は虚偽の記載があった場合は、申込みそのものを無効とする。

1.2 問い合わせ先

中野区総務部契約係

〒164-8501 東京都中野区中野四丁目8番1号 中野区役所6階12番窓口

東京都中野区中野四丁目11番19号 中野区役所8階(令和6年5月7日以降)※

電話番号 03-3228-8903(直通) ファクス 03-3228-5651

電子メールアドレス keiyaku-kyodo@city.tokyo-nakano.lg.jp

※中野区役所は令和6年5月7日に新庁舎へ移転予定である。

以降、本件について来庁する場合は、原則として事前に電話または電子メールで連絡すること。